

仕様書

1 業務名

肺がん結核検診における第二読影業務

2 目的

肺がん結核検診の胸部エックス線写真を複数の医師が独立して読影することにより、診断の精度を高め、肺がんや結核の早期発見、早期治療につなげることを目的とする。

3 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

市が実施する肺がん結核検診のうち、検診実施機関において撮影された胸部エックス線写真（デジタル画像）の第二読影を行う。

なお、第一読影及び総合判定は、検診実施機関において行う。

- (1) 受託者は、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、滋賀県が定める「がん検診実施のための指針（肺がん検診）」及び大津市健康増進事業実施要領を遵守し、読影を行うものとする。
- (2) 読影は、5年以上の呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科のいずれかとしての経験がある医師が行うものとする。
- (3) 過去に撮影した胸部エックス線写真が添付されている場合は比較読影を行う。
- (4) 読影の結果（レポート）の様式は任意とするが、精密検査（CT検査等）の要・不要が分かる内容とする。
- (5) 市からメディア（USBメモリ、CD-R等）の送付により依頼を受けた日から7日以内に読影を終了する。メディアは速やかに市に持参するか、郵送（簡易書留郵便又はレターパック）により返却するものとする。

5 読影依頼件数（予定期）

1週間当たり最大100件程度 ※検診の実施状況により変動する。

6 実績報告

受託者は、読影を実施した月の実績報告書を、翌月20日までに市に提出するものとする。

7 委託料の請求

委託料の請求は、読影を実施した月分でとりまとめ、翌月20日までに市に請求する。ただし、3月分の請求については4月15日までに市に請求する。

8 その他

本業務の遂行に当たり、受託者は法令遵守すること。また、実施に当たって疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必ず市の指示を受けて実施すること。